

糧食品売買契約条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の糧食品売買契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は、甲の示した規格仕様又は見本品同等の糧食品（以下「契約物品」という。）を納入期限（以下「納期」という。）までに甲の指定する場所（以下「納入場所」という。）において甲に引渡し、甲は、乙にその代金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約の履行を他に委任し、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(輸送費等)

第3条 納入場所までの輸送（こん包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(契約価格の変更)

第4条 契約期間中において、次の各号の一に該当し、契約金額が著しく不当であると認められるときには、甲乙協議の上、契約価格を改定することができる。

- (1) 契約価格又は価格構成要素が法令により設定、又は改定若しくは廃止されたとき。
- (2) 予測できない異状の理由に基づく経済情勢の激変等により物価の変動が生じたとき。
- (3) 甲乙合意の上、規格を変更し又は納入場所を変更したとき。

2 前項の規定により契約価格の改定を行う場合には、乙は、甲にその改定に関する見積書を提出しなければならない。

(納入)

第5条 乙は、契約期間中、甲の発行する品名、数量、納期等を示した発注書に基づき納入するものとする。ただし、その増減発注については、電話によることができるものとする。

2 乙は、契約物品を納入場所に持ち込んだときは、直ちに納品書をもってその旨を甲に通知しなければならない。

(検査)

第6条 甲は、前条第2項に規定する通知を受けた日から10日以内に検査を完了するものとする。ただし、生鮮糧食品については、同通知を受けた後、直ちに検査を行うものとする。

2 乙又はその代理人は、前項に規定する検査に立会いしなければならない。ただし、乙又は乙の代理人が立会いしないときには、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 甲は、検査の結果合格と認めたときには、受領書を乙に交付するものとする。ただし、納品書の控に検査年月日を記入し、記名等することによりこれに代えることができる。

(不合格品及び過納品の処理)

第7条 乙は、前条に規定する検査に不合格の契約物品があるときには、直ちに良品と交換して納期までに納入しなければならない。

2 乙は、過納品がある場合には甲の指定する期日までに引き取るものとし、引き取らないときには、甲は、乙の負担において当該物品の保管を他に託し、又は返送することができる。

(値引受領)

第8条 乙の納入した契約物品で検査の結果、多少の不備があるため不合格となっても、甲において本来の使用に差し支えないと認めた場合には、契約価格を相当額値引してこれを受領することができる。

(所有権の移転)

第9条 契約物品の所有権は、第6条に規定する検査に合格したときをもって甲に移るものとする。

2 契約物品の性質上必要な容器等は、前項に規定する契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。ただし、納入に使用した容器は、用済み後乙の負担において搬出するものとする。

(危険負担)

第10条 前条に規定する所有権の移転前に生じた契約物品の亡失、き損、その他の損害はすべて乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき理由により損害を生じた場合には、その損害は甲の負担とする。

(代金の支払)

第11条 乙は、第6条に規定する検査に合格したときには、適法な支払請

求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

- 2 単価契約の場合、乙は、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

（支払遅延利息）

第12条 甲は、前条に規定する期間内に契約物品の代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定める規定に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

（無償の納期延期）

第13条 乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、納期までに契約物品の全部又は一部について納入できないときには、その理由を明記して納期延期を甲に申請するものとする。この場合、甲は、乙の申請を正当と認めるときには無償で納期を延期することができる。

（有償の納期延期）

第14条 乙が前条の規定する場合のほか、乙の責に帰す事由により、契約物品の全部又は一部について、納期までに納入できないときには、甲の承諾を得て納期を延期することができる。

- 2 前項の規定を適用する場合においては、乙は、遅滞料として納期の翌日から起算して納入の日まで、遅滞1日につきその遅滞部分に対する契約金額の1,000分の1に相当する金額を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その額が100円未満であるときはこの限りではない。

- 3 乙が前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

（無償の契約解除）

- 第15条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、乙が契約の解除を申し出て甲がこれを承諾したときには、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

（有償の契約解除）

- 第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が前条に規定する場合のほか、この契約の解除を申し出たとき。
- (2) 乙が完全にこの契約の履行を行わないとき。
- (3) 乙又は乙の代理人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い、又は甲若しくは甲の指名する検査官等の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 乙及び乙の使用人並びにその家族等に伝染病が発生したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって契約の目的を達する見込みがないとき。

- 2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合は、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りでない。

- 3 契約の解除が単価契約に係る場合は、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。

- 4 乙が違約金を指定した期日までに納付しない場合には、第14条第3項の規定を準用する。

（甲の契約解除）

第17条 甲は、必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。乙から30日以内に損害賠償の請求があったときには、その損害額を明確に算定できるものに限り賠償するものとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合は、この限りではない。

(契約解除の際の代金支払)

第18条 甲は、契約解除の際、既に受領した物品があるときには、契約単価によってその代金を乙に支払わなければならない。

(損害賠償)

第19条 甲は、乙の責に帰すべき理由により損害を受けたときには、乙に対し、支払期日を指定してその損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は違約金の額に満たない場合には、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを越えるときには、その差額を甲は乙から徴収することができる。

3 第1項の規定に基づく損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

4 乙が、第1項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第14条第2項の規定を準用する。

(原価等の調査)

第20条 甲は、違約金その他損害賠償金の算定及び債権保全上必要があるときには、乙から原価を明らかにした書類若しくはその業務又は資産の状況等に関する資料の報告若しくは提出を求め、又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査することができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

5 甲は、第1項の規定により乙の秘密を知った場合には、これを第三者に漏らしてはならない。

(契約物品の契約不適合)

第21条 納入された契約物品に契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）がある場合は、甲は、相当の期間を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用

を要するとき、その他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 契約物品の契約不適合が乙の責に帰すべき事由によるものである場合は、甲は前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。
- 4 甲は、第6条に規定する検査において契約物品の全数について数量の確認を行った場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することはできない。
- 5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が契約物品の契約不適合について知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 6 乙は、前項による通知を受けた上で必要な場合は、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに正当な事由があると認める場合は、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知を取消し若しくは変更するものとする。
- 7 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 10 乙は、第2項の規定により甲から損害賠償の請求を受けたときには、甲の指定する期日までに損害賠償金を納付しなければならない。
- 11 乙が、前項に規定する期日までに損害賠償金を納付しない場合は、第14条第3項の規定を準用する。

12 乙が、第1項の規定による期日までに修補しない場合は、第14条第2項の規定を準用する。ただし、天災地変その他乙の責に帰さない理由により修補期限を延長する場合は、この限りではない。

(相殺)

第22条 甲が乙に対し、この契約又は他の契約において債権又は債務を有するときには、その債権と債務の対等額について、相殺することができる。

(秘密の保持)

第23条 この契約の履行に当たり、それぞれ相手方の秘密に関する事項を知り得た場合は、これを第三者に漏らしてはならない。

(人権配慮の取組)

第24条 この契約においては、受注者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(その他)

第25条 この契約に明記されていない事項、又は疑義若しくは紛争が生じた場合、甲乙協議して解決するものとする。